

茨城県報 第6613号

昭和53年3月16日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●字区域の一部変更(地方課)	1
●昭和53年度第一次自衛官募集期間等(")	2
●国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録(医療福祉課)	3
●療養取扱機関の申出の受理等(")	3
●原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づく医療機関の指定(保健予防課)	4
●保安林の指定解除(2件)(林業課)	4
●土地改良事業の適当決定(11件)(農地管理課)	5
●土地改良事業の認可(")	9
●換地処分届出(")	9
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	9
●道路の供用開始(")	10
●事業計画変更の認可(都市施設課)	11

公 告

●漁船損害補償法施行令に基づく発起届(水産施設課)	11
●土地立ち入り測量(用地課)	11
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	12
●土地区画整理組合の事業計画の変更(5件)(")	12
●建築許可に関する聴聞(建築指導課)	15
●開発行為の工事完了(3件)(")	15

正 誤

●昭和53年2月16日付茨城県報号外中	16
●昭和53年2月9日付茨城県報第6603号中	16

告 示

茨城県告示第314号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、美和村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和53年3月17日から効力を生ずるものである。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字鷺子字高沢 2127の1, 2128の2, 2129から2131まで, 2132の2, 2132の3, 2134, 2140,
2141の1, 2141の2, 2142から2145まで, ²¹⁴⁶/₂₁₄₈合併, 2147の1, 2149から2156
まで, 2157の2, 2158から2160まで

〃 字関場 2358の内, 2360

〃 字 埜 2355の内, 2357の内, 2371の内, 2372の2の内, 2429の内
及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字鷺子字高官木に変更

大字鷺子字関場 2358の内

〃 字高官木2191の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字鷺子字埜に変更

茨城県告示第315号

自衛隊法施行令(昭号29年政令第179号)第114条, 第117条及び第118条の規定による昭和53年度
第1次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

○男子(2等陸, 海, 空士)

1 募集期間 昭和53年4月1日から昭和53年6月30日まで

2 試験期日 募集期間内毎日

3 試験場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9
TEL 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町1-1 日立市役所内
TEL 0294-21-1524

同 土浦募集事務所 土浦市富士崎1-17-3
TEL 0298-21-6986

同 下館募集事務所 下館市菅谷町1013
TEL 02962-2-7239

同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字粟生463-6
TEL 02998-2-1375

○女子(2等陸, 海, 空士)

1 募集期間 昭和53年5月8日から昭和53年5月27日まで

2 試験期日 昭和53年6月1日

3 試験場

陸上自衛隊施設学校 勝田市勝倉3433

TEL 0292-74-3211

茨城県告示第316号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により告示する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登 年 月 録 日	国 保 医 名	診 療 科	診 療 に 従 事 す る 場 所
茨国医 第3499号	53. 2. 6	頼 耀 輝	内 科	鹿島郡波崎町8968 社会福祉法人恩賜財団済生会 波崎済生病院
" 第3500号	53. 3. 2	渡 辺 泰 子	"	北茨城市関南町仁井田551 医療法人誠之会 誠之会病院
" 第3501号	53. 3. 3	富 岡 昌	放 射 線 科	水戸市東原3-2-1 国立水戸病院
" 第3502号	"	神 谷 努	産 婦 人 科	"
" 第3503号	"	大久保 照 義	外 科	"
" 第947号	53. 2. 16	北 村 陽太郎	歯 科	東京都千代田区神田駿河台1-8-13 日本大学歯科病院
" 第948号	53. 2. 23	友 常 健 一	"	水戸市東原2-4-6 友常歯科医院
" 第795号	53. 1. 31	押 阪 静 枝	調 剤	水戸市大工町2-1-28 スルガヤ薬局
" 第796号	53. 2. 20	齐 藤 好 男	"	真壁郡関城町辻1290 (株)やまとや薬局

茨城県告示第317号

次のものは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項申出年月日	申出範囲
072,030,0	53.3.1	和田病院	和田忠男	結城市大字結城7603	53.3.1	全国
013,102,5	"	友常歯科医院	友常一雄	水戸市東原2-4-6	"	"
364,020,2	"	井上薬局	井上俊夫	鹿島郡神栖町知手団地177	"	"
414,008,7	53.2.7	(株)やまとや薬局	斉藤好男	真壁郡関城町辻1290	53.2.7	"

茨城県告示第318号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第14条の3第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

名称	所在地	開設者	指定年月日
荒川医院	結城郡石下町向石下936-1	荒川孝子	53.2.27
寺崎 "	筑波郡大穂町吉沼1440	寺崎賢至	53.3.1

茨城県告示第319号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡神栖町大字奥野谷字浜野6242番の3
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第320号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9504番の9
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由 住宅用地とするため

茨城県告示第321号

岩間土地改良区が行おうとする富士池地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類
岩間土地改良区定款の写し
富士池地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで
- 3 縦覧の場所 岩間町役場

茨城県告示第322号

常陸太田市増井町1026番地椎名輝光ほか20名から昭和53年1月30日付で認可申請のあつた長尾地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類
長尾地区土地改良事業共同施行規約の写し
長尾地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで
- 3 縦覧の場所 常陸太田市役所

茨城県告示第323号

岩間町長宮本十四男から昭和52年12月19日付で認可申請のあつた山根地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

山根地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 岩間町役場

茨城県告示第324号

岩間町長宮本十四男から昭和52年12月19日付で認可申請のあつた山本地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

山本地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 岩間町役場

茨城県告示第325号

千波湖土地改良区が行おうとする東坂地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

千波湖土地改良区定款の写し

東坂地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 常澄村役場

茨城県告示第326号

水海道市長落合庄次から昭和52年12月6日付で認可申請のあつた菅生地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

菅生地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

茨城県告示第327号

八間堀川沿岸土地改良区が行おうとする高野地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

八間堀川沿岸土地改良区定款の写し

高野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

茨城県告示第328号

下妻市大字肘谷248番地木村貞志郎ほか32名から昭和53年2月17日付で認可申請のあつた肘谷地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(7) 肘谷地区土地改良事業共同施行規約の写し

(4) 肘谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 下妻市役所

茨城県告示第329号

久慈郡水府村大字東連地1369番地猿田正ほか29名から昭和53年1月31日付で認可申請のあつた東連地地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 東連地地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 東連地地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 水府村役場

茨城県告示第330号

久慈郡水府村大字国安104番地石川初雄ほか23名から昭和53年1月31日付で認可申請のあつた国安地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第9項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 国安地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 国安地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで

3 縦覧の場所 水府村役場

茨城県告示第331号

川口土地改良区が行おうとする長峰地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

- 川口土地改良区定款の写し
- 長峰地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和53年3月24日から昭和53年4月13日まで
- 3 縦覧の場所 豊里町役場

茨城県告示第332号

昭和52年7月28日付で美浦村長糸賀喜一から認可申請のあつた山内地区土地改良事業を昭和53年3月7日付で土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第333号

昭和52年7月27付農管指令第341号をもつて認可した高宮木地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和53年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千葉竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市長沖新田町30番地 2号地先から	旧	最大 メートル 19.00	1,707.00	メートル
竜ヶ崎寺後町3646番地先まで		最小 6.00		
竜ヶ崎市長沖新田町30番地 2号地先から	新	最大 19.00	1,707.00	
竜ヶ崎寺後町3646番地先まで		最小 6.00		
竜ヶ崎市長沖新田町30番地 2号地先から		最大 59.00	856.00	
竜ヶ崎市長川原代町5612番地 5号地先まで		最小 29.00		

茨城県告示第335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和53年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 245号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市東多賀町1丁目 1289番の1から	旧	メートル 最大 29.60	メートル 152.00	
		最小 12.80	159.00	
		最大 9.20		
		最小 8.60		
日立市国分町1丁目 1853番の3まで	新	最大 29.60	152.00	
		最小 14.00	159.00	
		最大 9.20		
		最小 8.60		

茨城県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和53年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 国道349号
- 2 供用開始の区間
那珂郡那珂町大字菅谷字トトキ2370番地の1から
那珂郡那珂町大字菅谷字杉原5469番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年4月1日

茨城県告示第337号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 水海道市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

水海道都市計画道路事業

3.4.8美妻橋大生郷線

3 事業施行期間 昭和50年1月16日から昭和55年3月31日まで

4 事業地

昭和50年1月16日茨城県告示第56号の事業地のうち字与四郎内の地内において、事業地を変更し、字与四郎内前、字前中丸、字中丸及び字後中丸を加える。

公 告

●漁船損害補償法施行令に基づく発起届

漁船損害補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため事前の届け出があつたので同法施行令第5条第3項の規定により次のとおり公示し届け出にかかる指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 届け出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害補償法第113条第1項の申し出をする漁業協同組合
茨城県鹿島郡神栖町息栖1015	神 栖	常陸川漁業協同組合
高安民平ほか2名		

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間 昭和53年3月16日から昭和53年月3日30日まで

(2) 縦覧場所

加入区	縦覧場所
神 栖	茨城県鹿島郡神栖町萩原1-2 常陸川漁業協同組合

●土地立ち入り~~の許可~~申請

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川玉川改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡大宮町大字下村田字富士山西、字金堀、字関場、字西妻、字久保田、字柳町、字寺下及

び字寺跡地内

〃 瓜連町大字下大賀字武具取及び字扇田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和53年3月16日から昭和53年12月31日まで

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路(3.5.25見川線外1路線)の変更に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●土地区画整理組合の事業計画の変更

虫掛土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 虫掛土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和49年10月31日から昭和54年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
土浦市大字虫掛字東、字神田、字五反歩、字下ヶ作り、字三反田、字屋敷下、字入道作、字聖至、字堂前及び字入道の全部
〃 〃 字下坪、字立野、字堂ノ前、字下川面、字辰ノ口、字道前、字中ヒル田、字五反田、字沼前、字長丁、字下沼、字小沼、字上沼、字下牛垣、字虫掛前及び字塚田の各一部
〃 大字佐野子字寅下免の一部
〃 大字常名字蛭田、及び字堂前の各一部
〃 〃 字大将塚の全部
- 4 事務所の所在地 土浦市富士崎一丁目7番21号203 和光ビル内
- 5 変更の主なる内容
施行期間の延長(昭和52年度を昭和53年度に)
資金計画の変更
- 6 設立認可年月日 昭和49年10月31日
- 7 変更認可年月日 昭和53年3月16日

乙戸土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 乙戸土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和45年12月9日から昭和54年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
土浦市大字乙戸字態野前, 字向久保, 字向台, 字稲岡道, 字中島道, 字狸穴道, 字塚越, 字稲荷後, 字塚下, 字堤崎の各全部
" " 字上野, 字下原道, 字向後田, 字向屋敷前, 字堂山, 字向屋敷, 字堂ノ前, 字下ノ内の各一部
- 4 事務所の所在地 土浦市富士崎一丁目7番21号203 和光ビル内
- 5 変更の主なる内容
施行期間の延長(昭和52年度を昭和53年度に)
資金計画の変更
- 6 設立認可年月日 昭和45年12月9日
- 7 変更認可年月日 昭和53年3月16日

~~~~~  
東光台土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 東光台土地区画整理組合
  - 2 事 業 施 行 期 間 昭和49年5月13日から昭和54年3月31日まで
  - 3 施 行 地 区  
東茨城郡大洗町磯浜町字東光台の一部
  - 4 事務所の所在地 東茨城郡大洗町磯浜町665番地
  - 5 変更の主なる内容  
施行期間の延長(昭和52年度を昭和53年度に)  
資金計画の変更
  - 6 設立認可年月日 昭和49年5月13日
  - 7 変更認可年月日 昭和53年3月16日
- ~~~~~

神林土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 神林土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和48年7月11日から昭和54年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
土浦市大字真鍋字森沖谷原の一部  
" 大字木田余字十八石及び字前田, 字南堀, 字下谷原の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 土浦市富士崎一丁目7番21号203 和光ビル内
- 5 変 更 の 主 な る 内 容  
施行期間の延長 (昭和52年度を昭和53年度に)  
資金計画の変更
- 6 設 立 認 可 年 月 日 昭和48年7月11日
- 7 変 更 認 可 年 月 日 昭和53年3月16日

大橋土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 大橋土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和50年9月8日から昭和54年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
筑波郡谷田部町大字西大橋, 字西郷地, 字東原, 字不動窪, 字中内台の各一部  
" " 大字荻間字中台の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 筑波郡谷田部町西大橋40番地2  
谷田部町農業協同組合事務所内
- 5 変 更 の 主 な る 内 容  
施行期間の延長 (昭和52年度を昭和53年度に)  
資金計画の変更
- 6 設 立 認 可 年 月 日 昭和50年9月8日
- 7 変 更 認 可 年 月 日 昭和53年3月16日

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和53年3月28日 午前10時30分
- 2 聴 聞 場 所 筑波郡谷田部町藤本2-1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
守衛所及び資材置場の増築
- 4 申請者住所氏名 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
筑波研究学園都市営繕建設本部長 森 田 稔
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 平屋建  
延面積 50.65㎡ 既存 22,894.49㎡
- 6 建築物の位置 筑波郡谷田部町藤本2-1
- 7 敷 地 面 積 455,812.00㎡

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の地域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和53年3月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
竜ヶ崎市大徳町字上土井耕地778
  - 2 事業主の住所及び氏名  
竜ヶ崎馴馬町362  
(株)大竹不動産  
代表取締役 大 竹 忠 男
- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
多賀郡十王町大字伊師字中谷地1755番の1から1755番の6まで, 1766番の3及び1767番の1から1767番の3まで
  - 2 事業主の住所及び氏名  
高萩市高萩42  
勝美商事株式会社  
代表取締役 高 岡 勝 義

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡桜村大字上ノ室字天神1763番

2 事業主の住所及び氏名

土浦市大手町15番の13

横 地 尚 子

正 誤

昭和53年2月9日付茨城県報第6603号に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行    | 誤                | 正                  |
|-----|------|------------------|--------------------|
| 5   | 上から2 | 筑波郡谷田部町2丁目2番3号から | 筑波郡谷田部町松代2丁目2番3号から |

昭和53年2月16日付茨城県報号外に登載の茨城県告示第180号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

| ページ | 行     | 誤              | 正                                  |
|-----|-------|----------------|------------------------------------|
| 2   | 上から19 | 2760のイ, 2761のイ | 2760のイ, 2760のロ, 2761のイ             |
| 4   | " 16  | 2579の1         | 2579の1, 2583, 2583の1, 2583の2, 2595 |
| 5   | " 15  | 2572の1, 2575のイ | 2572の1, 2573のイ, 2573のロ, 2574       |
| 7   | " 11  | 1712から1713まで   | 1712から1714まで                       |
| "   | 下から8  | 1735           | 1734, 1735                         |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1, 0 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所